

社会保険ひろしま

第855号

- 「標準報酬月額」を従業員の皆さまにお知らせください
- 短時間労働者の方も厚生年金保険・健康保険に加入できます
- 適用拡大に係るキャリアアップ助成金が拡大されました
- その他 出張相談所開設のご案内（12月）
- 署名・捺印の取扱いが変更となりました
- メリットいっぱい！ジェネリック医薬品
- 傷病手当金と老齢年金の調整について
- 「被扶養者状況リスト」の提出はお済みですか？



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和元年9月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		54,410	53,823
船舶所有者数		277	345
被保険者数	男性	517,639人	390,265人
	女性	314,616人	261,567人
	船員	3,237人	3,319人

日本年金機構からのお知らせ

「標準報酬月額」を従業員の皆さまにお知らせください

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」や「標準報酬月額変更届」等により、被保険者（従業員）の皆さまの「標準報酬月額」を決定します。決定した「標準報酬月額」は、標準報酬月額決定通知書等により、事業主の皆さまへ通知しています。

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものですので、通知を受けた事業主の皆さまは、被保険者（従業員）の皆さまに必ずお知らせください。

短時間労働者※の方も厚生年金保険・健康保険に加入できます

- 厚生年金保険の被保険者数が常時 500 人以下の企業は、労使合意がなされれば、短時間労働者※の方も厚生年金保険・健康保険に加入することができます。
- 従業員にとっては、将来受け取る年金が増える、医療給付が充実するなど、多くの加入のメリットがあり、企業にとっても、福利厚生の充実が、従業員の就労意欲の向上や人材確保に繋がります。ぜひ、従業員の皆さまとご検討ください。

※ 勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、①週の所定労働時間が20時間以上あること②雇用期間が1年以上見込まれること③賃金の月額が8.8万円以上であること④学生でないこと等の全ての要件を満たす労働者の方です。

※ 短時間労働者に係る詳細は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

適用拡大に係るキャリアアップ助成金が拡充されました

厚生年金保険・健康保険の適用拡大に関して、労働者の処遇改善を行った事業主に対して支給されるキャリアアップ助成金の以下の2コースについて、平成31年4月1日実施分から次のとおり拡充されました。

【短時間労働者労働時間延長コース】有期契約労働者等の週所定労働時間を延長し、厚生年金保険・健康保険を新たに適用した場合に助成します（5時間未満延長では、基本給を一定額以上昇給している場合に助成対象となります）。

(拡充前) 1人当たり支給額			(拡充後) 1人当たり支給額	
週所定労働時間延長	中小企業	大企業	中小企業	大企業
1時間以上2時間未満	38,000円	28,500円	45,000円	34,000円
2時間以上3時間未満	76,000円	57,000円	90,000円	68,000円
3時間以上4時間未満	114,000円	85,500円	135,000円	101,000円
4時間以上5時間未満	152,000円	114,000円	180,000円	135,000円
5時間以上	190,000円	142,500円	225,000円	169,000円
支給申請上限人数	(拡充前) 15人		(拡充後) 45人	

【選択的適用拡大導入時処遇改善コース】選択的適用拡大の導入に伴い、厚生年金保険・健康保険の適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合に助成します。

(拡充前) 1人当たり支給額			(拡充後) 1人当たり支給額	
基本給増額割合	中小企業	大企業	中小企業	大企業
3%以上5%未満	19,000円	14,250円	29,000円	22,000円
5%以上7%未満	38,000円	28,500円	47,000円	36,000円
7%以上10%未満	47,500円	33,250円	66,000円	50,000円
10%以上14%未満	76,000円	57,000円	94,000円	71,000円
14%以上	95,000円	71,250円	132,000円	99,000円
支給申請上限人数	(拡充前) 15人		(拡充後) 45人	

※生産性要件を満たした場合は両コースとも、上記支給額の概ね1.2倍の額が支給されます。

※一部は令和元年度までの経過措置となります。詳細は、都道府県労働局又は最寄りのハローワークまでお尋ねください。

キャリアアップ助成金 お問い合わせ

検索

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構
Japan Pension Service

◆ 出張相談所開設のご案内（12月）

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
竹原市	12月11日（水）	10:00~15:30	人権センター1階会議室 （竹原市中央5-5-17）	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日	10:00~15:30	尾道市市民会館 （旧：尾道市公会堂別館）	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日	10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館（旧田熊中学校） 3階第1・2相談室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	向島支所 1階相談待合室	
大崎上島町	12月19日（木）	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター	
庄原市	12月18日（水）	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています。

ご予約いただくと ①お客様のご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
②ご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。○予約による相談は8:30~16:00（月~金曜日）に実施します。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。○お近くの年金事務所でも受け付けています。

◆ 新任事務担当者説明会のご案内

会 場	日 時	管轄年金事務所
広島南年金事務所3階会議室	12月26日（木）13:30~16:00	広島東年金事務所
三次市生涯学習センター2階第2講座室	12月11日（水）13:30~16:00	三次年金事務所

●対象者 ①新任事務担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。
少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。
送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル
日本年金機構 広島広域事務センター

◆ 手話による年金相談のご案内

会 場	日 時
広島東年金事務所	12月11日（水）
福山年金事務所	13時~15時

○毎月第二土曜日（13時~16時）は広島県内の年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。



～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～

署名・押印の取扱いが変更となりました

今般、下記①の4届出について、②に掲げる手続きが行われている場合には、本人署名または押印が省略可能となります。

1 本人署名または押印の省略対象となる届出

- ①被保険者証再交付申請書
- ②高齢受給者証再交付申請書
- ③高齢受給者基準収入額適用申請書
- ④被保険者証回収不能届



2 本人署名または押印の省略を行う際の手続きについて

- 申請者(被保険者)本人が届出の記載を行う場合
⇒申請者本人が届出の記載を行った旨を届出の備考部分等に記載する。
- 事業主が届出の記載を行う場合
⇒申請者(被保険者)本人に対し、届出の記載に誤りがないか確認を求め、申請者(被保険者)が内容について確認した旨を届出の備考部分等に記載する。

メリットいっぱい!ジェネリック医薬品

家計にやさしいジェネリック医薬品を使ってみませんか?

¥ お薬代を節約できます。

ジェネリック医薬品は特許切れの新薬をもとに、開発期間やコストを削減して作られるため、お薬によっては自己負担額が3～5割も安くなる場合があります。



効き目、安全性は新薬と同等です。

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を同じ量使用しています。また、たくさんの厳しい試験をクリアし法律や国の基準に沿って製造・管理されています。



広島県薬剤師会
マスコットキャラクター
ヤクザイクン

ジェネリック医薬品については、
医師・薬剤師にお気軽にご相談ください。

詳しくはホームページをご覧ください

広島県 ジェネリック

検索

サンフレッチェ広島版 ジェネリック医薬品希望シールを作成しました

保険証やお薬手帳に貼るだけでジェネリック医薬品希望の意思表示が可能です。

シールをご希望の場合は、広島支部ホームページより送付依頼書をダウンロードのうえ、FAXにてお申込みください。



傷病手当金と老齢年金との調整について

傷病手当金を受給されている方が、退職後(資格喪失後)に老齢厚生年金、老齢基礎年金、退職共済年金等(以下「老齢(退職)年金」と称します)を受けるようになったときは傷病手当金の受給額が調整されます。

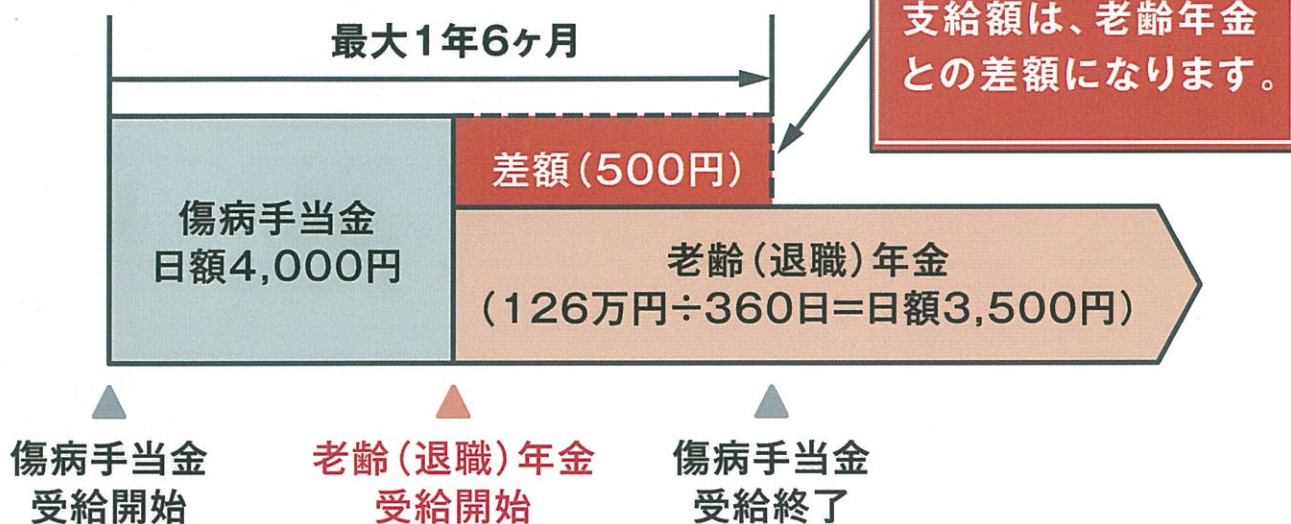
ただし、傷病手当金の日額が老齢(退職)年金の日額より大きい場合は、その差額の受給となります。(下図参照)

なお、老齢(退職)年金と調整されずに受給した傷病手当金がある場合は、調整のうえ、返納していただくこととなります。

ご理解のうえ、返納手続きにご協力をお願いします。

●傷病手当金額が老齢年金額より大きい場合

(例) 傷病手当金日額4,000円、年金額126万円(日額3,500円)



「被扶養者状況リスト」の提出はお済みですか?

9月下旬から10月中旬にかけて、事業主の皆様へ「被扶養者状況リスト」等を送付しています。提出期限は、11月20日(水)となっていますが、まだご提出されていない事業主様は、同リストに記載されている方が被扶養者の要件に該当するかをご確認のうえ、早めのご提出をお願いします。

健康保険料率に影響します。必ずご提出ください。

ご注意ください

※対象の被扶養者の方がいない事業所には被扶養者状況リストはお送りしていません。

当リストの
対象外の被扶養者

H31.4.1以降に被扶養者になられた方。



お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F

【ホームページ】<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診(がん検診付き)の費用の約6~7割を補助しております。健診後、必要な方には特定保健指導を無料で行ってまいります。ぜひご活用ください。



保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。



申請書の郵送にご協力ください。